

# 廃棄物学会北海道支部会則

平成12年4月1日策定  
平成15年1月30日改正  
平成16年6月23日改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、廃棄物学会北海道支部と称する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、廃棄物学会の目的に則り、廃棄物学会北海道支部活動として、研究交流することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関して活動する。

- (1) 研究発表交流シンポジウム等の開催
- (2) 会員相互の情報交流・研究協力の支援
- (3) その他、幹事会が適当と認める事項

## 第3章 会員

(会員)

第4条 会員は、原則として北海道在住の廃棄物学会員とする。

## 第4章 組織

(組織)

第5条 本会には次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 幹事 5名程度
- (3) 運営委員 2~5名程度
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第6条 役員の選出は次により行う。

- (1) 運営委員は、細則で定める方法により選出する。
- (2) 支部長及び幹事は、運営委員の互選により選出する。
- (3) 支部長は、会員のなかから監事を選出する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず役員は、その任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

(支部長)

第8条 支部長は、会務を総括し、本会を代表する。

(幹事)

第9条 幹事は、支部の会計、事業の企画、事業の実施等の会務を分担執行する。

#### (会議)

第10条 支部長は、次の事項を協議・議決する場合、運営委員会を招集しなければならない。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
  - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
  - (3) 会則の変更
  - (4) その他支部長が必要と認めた事項
- 2 支部長は、事業を企画し、実施する場合及びその他必要に応じて、幹事会を招集しなければならない。
- 3 支部長は、第1項に基づく議決を行ったときは、総会の招集、又は文書により、会員に告知しなければならない。

#### 第5章 会計

##### (経費)

第11条 本会の経費は、学会交付金、寄付金及び支部活動に伴い生ずる収入等をもってあてる。

##### (会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第6章 細則

##### (細則)

第13条 この会則の施行について必要な細則は、幹事会が定める。

#### 附 則

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

この会則は、平成15年1月30日から施行する。

この会則は、平成16年6月23日から施行する。

なお、当該施行時に旧会則第5条の(2)に規定される幹事であるものは、第5条の(3)に規定される運営委員とみなす。